

広島市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務に係る公募型プロポーザル手続開始の 公示

令和6年2月5日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一 實

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務

(2) 事業の目的

広島市母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権について、専門的な知識と経験を有する者に委託することにより、貸付制度の適正な運用の確保及び債権の回収の促進を図る。

(3) 業務内容

別添「広島市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務委託基本仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日

※ ただし、次のいずれにも該当せず、発注者及び受注者が合意した場合は、令和9年3月31日を限度として1年ごとに更新することがある。更新後の委託料の上限については、別途協議するものとする。

ア 翌年度以降において委託料に係る歳出予算が配当されない場合

イ 本仕様書の内容に従っていないと認められる場合

※ 契約の締結は令和6年4月を予定しているが、本プロポーザルは、令和6年度当初予算の成立を前提に行う準備行為であり、当該契約における予算が成立しなかった場合には、契約を行わないことがあり得る。

(5) 受託事業者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を選定する。

公募型プロポーザル手続き等の詳細については、「広島市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)」による。

2 プロポーザル参加資格

以下に掲げる要件を満たしていること

- (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除設置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。
- (2) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士、同法第30条の2に規定する弁護士法人又は債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の法務大臣の許可を受けた債権回収会社であること。

- (3) 債権回収会社にあつては、企画提案書提出日において、債権管理回収業に関する特別措置法第 23 条の規定による改善命令を受けていないこと。
- (4) 国、地方公共団体又は独立行政法人（地方独立行政法人を含む。）における債権回収業務の実績を有すること。
- (5) 公示日から受託候補者の選定までの間のいずれかの日においても、営業停止処分又は広島市及び他の地方公共団体の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしていない者であること。

3 公募型プロポーザル実施要領等の配布方法

プロポーザル実施要領等は、広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）からダウンロードすることができる。

※ホームページのトップページ上部の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→入札発注情報
トップページ右部の「調達情報公開システムに掲載されない入札・見積情報」→「令和 6 年度 方式・案件名」

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和 6 年 2 月 1 4 日（水）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。

(2) 配布場所

〒 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号 広島市役所本庁舎 1 2 階

こども未来局こども・家庭支援課

電 話：0 8 2 - 5 0 4 - 2 7 2 3

F A X：0 8 2 - 5 0 4 - 2 7 2 7

電子メール：ko-shien@city.hiroshima.lg.jp

4 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出

(1) 提出期間

前記 3 (1) に同じ。

(2) 提出場所

前記 3 (2) に同じ。

(3) 提出方法

参加資格確認申請書を、前記 (2) へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

5 質問の受付及び回答

(1) プロポーザル実施要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和 6 年 2 月 1 4 日（水）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 3 0 分から午後

5時15分まで。

イ 受付場所

前記3(2)に同じ。

ウ 受付方法

質問書を、前記イへ電子メール（上記3(2)に同じ。）で提出すること。

なお、電子メールの件名は「【母子父子寡婦福祉金貸付】公募型プロポーザルに関する質問について」とすること。

- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答し、前記3(2)において、令和6年2月26日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間、閲覧に供するとともに、広島市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出期限及び提出場所等

(1) 提出期限

公示日から令和6年2月28日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記3(2)に同じ。

(3) 提出方法

企画提案書を、前記3(2)へ持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出し、併せて企画提案書の電子データ（Wordに限る。）を前記3(2)へ電子メールで送付すること。

なお、電子メールの件名は「【母子父子寡婦福祉金貸付】公募型プロポーザルに関する企画提案書について」とすること。

7 企画提案に対する審査

プロポーザル実施要領10のとおり

8 受託候補者の選定

(1) 企画提案書の審査

企画書の審査は、広島市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 審査基準

公募型プロポーザル実施要領10(4)のとおり。

(3) 審査結果の通知

受託候補者を選定した後は、速やかに、応募者にその結果を通知する。

9 契約の締結

受託候補者を、広島市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務に係る随意契約の優先交渉権者とし、優先交渉権者と協議が整った場合は、契約を締結する。

なお、本プロポーザルにおける優先交渉権者との協議が不調となった場合は、本プロポーザルにおける次点者を交渉権者とする。